

9 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員

I. 社会福祉協議会..... 229

- (1) 生活福祉資金貸付事業 229
- (2) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業 230
- (3) 日常生活自立支援事業 231
- (4) 成年後見申立相談援助事業 232
- (5) 諫早市ボランティアセンター 【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel.24-5100 232
- (6) 地区（校区）社会福祉協議会への支援..... 232

II. 民生委員・児童委員..... 233

- (1) 民生委員・児童委員 233
- (2) 主任児童委員 233

社会福祉協議会及び民生委員・児童委員

I. 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域社会において民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織です。

名称	所在地	電話番号	FAX
諫早市社会福祉協議会	新道町 948（諫早市社会福祉会館内）	24-5100	24-5101

(1) 生活福祉資金貸付事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 Tel24-5100
または 地区民生委員

- ①対象世帯
- ア) 収入が少なく生活が困難な世帯（世帯の年間所得が生活保護基準の概ね 1.6 倍程度までの世帯）
 - イ) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。もしくはその方のいる世帯
 - ウ) 日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者のいる世帯

■ 生活福祉資金貸付・償還までの流れ

①借入相談・申込（諫早市社会福祉協議会へ）

申込人	65 歳未満の世帯主（または生計中心者） ※他の生活福祉資金貸付の連帯保証人でないこと
連帯保証人	原則 1 名必要
貸付利子	総合支援資金・福祉資金… 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年 1.5% 教育支援資金… 無利子 不動産担保型生活資金… 年 3%または当該年度 4 月 1 日現在の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率

②申請書類の送付（諫早市社会福祉協議会から長崎県社会福祉協議会へ）

申請書類	借受人：借入申込書、住民票、所得課税証明書、見積書、合格通知書など 諫早市社会福祉協議会：調査意見書、生活福祉資金審査資料など
------	--

③貸付決定から資金借用まで

決定通知	県社協での審査の後、市社協を通じて決定を連絡
借用書提出	借用書、印鑑登録証明書等の必要書類を揃えて市社協を通じて県社協へ提出
資金借用	県社協から借受人へ直接送金

④償還

借入金返済	据置期間後、口座引落（月賦返済）による償還 教育支援資金の場合は、卒業若しくは退学した翌月から起算し、据置期間後償還開始
-------	---

生活福祉資金貸付条件等一覧		
資金の種類		内 容
1 総合支援資金	(1)生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間:原則 3 ヶ月とし、最大 12 ヶ月(延長は 3 ヶ月ごと 3 回)以内
	(2)住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	(3)一時生活再建費	生活の再建に一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用
2 福祉資金	(1)福祉費	①生業を営むために必要な経費 ②技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ③住宅の増築、改築、拡張、補修、保全等に係る必要な経費 ④福祉用具等の購入に必要な経費 ⑤障害者用自動車の購入に必要な経費 ⑥負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその期間中の生計の維持に必要な経費 ⑦介護サービス、障害福祉サービス等を受けるために必要な経費等 ⑧災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ⑨冠婚葬祭に必要な経費 ⑩住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ⑪就職、技能習得等の支度に必要な経費 ⑫その他、日常生活上一時的に必要な経費
	(2)緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用
3 教育支援資金	(1)教育支援費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費
	(2)就学支度費	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費
4 不動産担保型生活資金	(1)不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
	(2)要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金
5 臨時特例つなぎ資金		離職者を支援する公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費

(2) 諫早市社会福祉協議会福祉資金貸付事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

- ①対象世帯 諫早市内に 3 か月以上居住し、臨時の出費または収入欠如のため、生活を維持することが困難で、応急的な資金を必要とし、必要な資金の融通を他から得ることが困難と認められる方。
- ②貸付限度額 7 万円（特に必要がある場合 10 万円）
- ③連帯保証人 1 名（原則諫早市内在住者）
- ④償還期限 貸付の日から 3 年以内（うち 3 ヶ月以内の据置期間を設けることができる）
- ⑤利息 無利子

(3) 日常生活自立支援事業

【問合せ先】福祉あんしんセンター諫早
(諫早市社会福祉協議会) Tel.24-5100

判断能力が不十分なために適切な福祉サービスを受けることが困難である方が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを支援する事業です。

■ 利用できる方（次のいずれにも該当する方）

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なために、福祉サービスの利用や日常的金銭管理が適切にできない方
- ・本事業の契約内容について判断できる能力を有していると認められる方

■ 援助の内容

①福祉サービスの利用援助	・福祉サービスについての説明や助言 ・福祉サービスの利用・終了手続きの援助 ・福祉サービス利用の支払援助 ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助
②日常的金銭管理サービス	・預金の払い出し、預け入れ ・家賃、公共料金、医療費、税金などの支払い ・年金、手当などの受領
③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助	・各種制度の情報提供及び手続き支援
④書類等の預かりサービス	・定期預金通帳、銀行印、実印 ・契約書類、不動産権利証など ※ただし、宝石、骨董品等は預かることはできません。

※ただし、②～④のみでの利用はできません。

■ 利用料

福祉サービスなどについての相談	無料
利用者に代わって行う、お金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービスの利用のための手続きなど	1回 1,200 円
書類等の保管	実費

※ただし、生活保護をうけている方は、個人負担がありません。

(4) 成年後見申立相談援助事業

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

認知症の方、知的障害や精神障害のある方など判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認など）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

諫早市社会福祉協議会では、成年後見制度の仕組みや制度の利用手続きなどに関する相談に応じます。

■ 法定後見制度利用までの流れ

① 申立人を決める

申立人	本人、配偶者、四親等以内の親族
-----	-----------------

② 申立てをする

必要書類	申立書、申立事情説明書、親族関係図、診断書（成年後見用）、財産目録、財産を証明する書類、戸籍謄本、登記されていないことの証明書等
------	--

③ 家庭裁判所での審理

審理	家庭裁判所の担当者が本人・申立人と面接等の調査を行う。 また、必要時には、判断能力の鑑定（医師による診断）を実施する。
----	--

④ 成年後見人等が選任される

成年後見人等の確定	本人・申立人に審判書が郵送され、それを受け取ってから2週間後に成年後見人等が確定
-----------	--

(5) 諫早市ボランティアセンター

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

ボランティアセンターでは、ボランティア団体やボランティア活動を行う個人の活動内容を把握し、ボランティア活動の促進と情報提供を行います。また、安心して活動に取り組むことができるよう、ボランティア活動保険の加入窓口を設けています。さらに、登録団体同士が交流を図る機会をつくるとともに、活動や運営に対する相談業務を行っています。

(6) 地区（校区）社会福祉協議会への支援

【問合せ先】諫早市社会福祉協議会 TEL24-5100

地域の福祉課題を住民で共有し、課題の解決に向けて住民が自発的に活動する組織として、市内に20か所の地区(校区)社会福祉協議会（地区社協）が、ふれあいいきいきサロンや子育てサロン、ボランティアの育成などの活動を行っています。

本会では、これらの地区（校区）社会福祉協議会の活動を支援しています。

地区（校区）社会福祉協議会の主な活動

- ・ふれあいいきいきサロンの開催
- ・子育てサロンの開催
- ・ボランティア関連事業
- ・世代間交流事業
- ・ふれあい見守り活動事業
- ・ひとり暮らし高齢者の集いの開催
- ・地区社協広報紙の作成
- ・地区懇談会の開催
- ・福祉協力員の設置

II. 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員

【問合せ先】地域福祉課 Tel.22-1500
諫早市民生委員児童委員協議会連合会
Tel.24-5100

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、社会奉仕の精神をもって地域における社会福祉の増進に努めるため、地域住民の生活実態に即応したきめ細かな福祉活動の担い手として活動しています。民生委員は一人ひとりに担当する区域が定められており、現在 322 名（主任児童委員含む。）の方が活動しています。また、民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。児童等の生活及び環境の状況を把握し、その児童福祉に関し援助・指導するとともに、児童福祉司・社会福祉主事の行う業務に協力するほか、担当区域内の児童の状況について、市長に通知及び意見具申を行います。

「地区民児協別民生委員・児童委員定数」

地区民児協	自治会・地域名	民生委員 児童委員	主任児童 委員
中央中	栄町、上町、八坂町、東本町、旭町(第1・2)、八天町、東小路町、厚生町、幸町、仲沖町、高城町、本町	21 人	2 人
上 山	西郷町、上野町、船越町、原口町、野中町、新道町、立石町、西小路町、宇都町	19 人	2 人
中央北	福田町、泉町、金谷町、天満町、城見町、日の出町、本明町、目代町	26 人	2 人
中央西	永昌町、永昌東町、栄田町、西栄田町、大さこ町	15 人	2 人
小 栗	平山町、平山団地、土師野尾町、栗面町、栗面住宅、小ヶ倉町、小川町、扇町、ひばりが丘、小栗住宅、小川団地、鷺崎町、川床町、夫婦木、雇用栗面、刑務所官舎、県住栗面団地	20 人	2 人
小 野	赤崎町、黒崎町、小野町、小野団地、小野島町、川内町、曙町、長野町、宗方町	13 人	2 人
有 喜	松里町(第1・2)、有喜町(第1～3)、早見町、天神町、中通町、鶴田町	9 人	2 人
真津山	久山町、久山台ニュータウン、貝津町、若葉町、青葉台、小船越町、中尾町、山川町(第1・中・第2)、山川公団、馬渡町(第1・第2・5番地・9番地)、津久葉町、貝津ヶ丘	32 人	2 人
西諫早	真崎町、真崎団地、津水町、破籠井町、堂崎町(第1～3)、白岩町(東部・西部・南部・北部)、西部台堀の内、真崎町西部台	20 人	2 人
本 野	本野町、富川町、湯野尾町、上大渡野町、下大渡野町	6 人	2 人
長 田	小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、白原町、猿崎町	16 人	2 人
多良見	西川内、上市、下市・山中、多良見団地、喜々津団地、中里、木床(1・2区)、(喜)船津、丸尾(1・2区)、福井田、阿蘇、停車場、井樋ノ尾、化屋、大島、シーサイド(1～4区)、野副、東西園、元釜、中通り、田中、(伊)舟津、野川内、山川内、佐瀬、琴ノ尾	30 人	2 人
森 山	慶師野、本村、田尻、杉谷、唐比、上井牟田、下井牟田	12 人	2 人
飯 盛	後田、船津、下釜、久保、佐田、小島、平古場、石原、山口、開、上原、池下、清水、寺平、田平、川下、古場	17 人	2 人
高 来	神津倉、上三部壺、東三部壺、西三部壺、里、町名、法川、善住寺、黒崎、小峰、東平原、湯江峰、水ノ浦、下金崎、上金崎、泉、東溝口、西溝口、馬場、山道、上山道、汲水、坂元、黒新田、小中尾、下与、上与、倉床、一里松、峰、平田、折山、西平原、西尾、中程、小船津、萩原、榎堂、建山、川内、高松、蟹喰、船津、上大戸、下大戸、富地戸、佐古谷	22 人	2 人
小長井	遠竹、井崎、小川原浦、田原、牧、長里、広川良	12 人	2 人
		290 人	32 人

(令和8年4月1日現在)

(2) 主任児童委員

【問合せ先】地域福祉課 Tel.22-1500
諫早市民生委員児童委員協議会連合会
Tel.24-5100

児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連絡・調整及び児童委員に対する援護・協力等を行い、地域での子育て支援、児童に関する企画・立案の中心となっており、主に児童福祉に関する事項を専門的に担当します。

「事務局」

名称	所在地	電話番号	FAX
諫早市民生委員児童委員協議会連合会	新道町 948(諫早市社会福祉会館内)	24-5100	24-5101